公益社団法人尼崎納税協会　実務セミナーのご案内

消費税インボイス制度について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、下記の要領にて実務セミナーを開催いたしますので、ご案内申し上げます。
参加ご希望の節には、ＦＡＸにて下記出席票をお送りくださいますようお願い申し上げます。（ＦＡＸ　６４１７－０８２８）

記

１．日　　時　　令和４年１１月２４日（木）１４：００～１６：００
２．場　　所　　尼崎商工会議所　７階　７０２号室
（尼崎市昭和通３－９６　℡０６-６４１１-２２５１）
３．講　　師　　税理士　森 本 隆 博 氏
４．講義内容　　① 消費税の取扱いを大きく変えるインボイス制度とは
② 個人事業者、法人で準備すべき手続き
③ 取引先からインボイス制度に適合する請求書等の発行を求められたときの対応
④ 適格請求書の交付義務免除
⑤ 適格請求書発行事業者になった場合に必要な経理処理
⑥ 適格請求書を発行しない場合の取引先との関係
⑦ インボイス制度と電子帳簿保存（令和６年１月１日より）との関係
※各項目の具体的説明事項は裏面をご参照下さい。
５．受 講 料　　**納税協会会員事業所：無　料　　非会員：６，０００円**
６．定　　員　　５０名（定員になり次第締め切らせていただきます）

お問い合わせは、公益社団法人 尼崎納税協会
℡6416－2051　担当：大村

――――――――――――――――――― き　り　と　り ―――――――――――――――――――

「消費税インボイス制度」セミナー出席票

貴社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出席者役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ ご記入いただいた個人情報は、本セミナー開催の目的のみに使用いたします。
※ 新型コロナウィルス感染拡大の影響や天候等で開催を見合わせる場合があります。

返信先ＦＡＸ番号　０６－６４１７－０８２８

【説明事項の具体的項目】

① 消費税の取扱いを大きく変えるインボイス制度とは
　　益税解消、対象者

② 個人事業者、法人で準備すべき手続き
　　免税事業者と課税事業者が対応すべきこと

③ 取引先からインボイス制度に適合する請求書等の発行を求められたときの対応
　　現在の「請求書」等と「適格請求書」等との違い

④ 適格請求書の交付義務免除
　　適格請求書がなくても消費税仕入税額控除ができるもの

⑤ 適格請求書発行事業者になった場合に必要な経理処理
　　登録番号、税区分と消費税額、適格請求書発行事業者公表サイト

⑥ 適格請求書を発行しない場合の取引先との関係
　　取引条件変更（値引き、単価変更の減額など）、
　　適格請求書発行事業者への登録要請、取引停止

⑦ インボイス制度と電子帳簿保存（令和６年１月１日より）との関係
　　電子インボイスとは、保存要件